

新宿区での特定個人情報保護評価の手順

資料 4-4

* 全項目評価実施の場合は①～⑧、基礎項目評価の実施の場合は①、⑥～⑧となる。

新宿区の考え方

- ・特定個人情報保護評価の手順については番号法で定められている。
- ・区では、さらに高い特定個人情報保護ファイルの適正な取り扱いの確保を行うため、新宿区としての特定個人情報保護評価の手順を定める。(下表青字)

①

しきい値判断後に特定個人情報保護評価書を策定

区では、しきい値判断の結果、重点項目評価の実施と判断された事務については、全項目評価を実施する。(要綱第4条第2項)
したがって、区が実施する評価種類は、次の2種類となる。

全項目評価 > 基礎項目評価

②

評価書の公示による意見の聴取

新宿区情報公開・個人情報保護審議会へ報告

区では、広く意見を聴取する方法としてパブリック・コメント制度による手法を用いる。
(要綱第6条)
また、区民へ意見を聴取する際に、新宿区情報公開・個人情報保護委員会へ報告を行う。
(要綱第5条第1項第2号)

③

評価書の見直し

④

第三者点検の実施

区では、個人情報保護・情報システム等の専門性を有する外部の第三者に委託して行うものとする。(要綱第7条)

⑤

評価書の修正

⑥

新宿区情報公開・個人情報保護審議会へ報告

区では、⑦国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出する前に新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする。(要綱第5条第1項第6号)

⑦

特定個人情報保護委員会へ評価書を提出

⑧

評価書の公開